

平成30年第3回筑紫野市教育委員会定例会

○日 時

平成30年3月29日（木）午後1時03分から午後2時47分

○場 所

筑紫野市役所 第9会議室

○出席委員（5名）

| | | | |
|------|--------|------|-------|
| 教育長 | 上野 二三夫 | 教育委員 | 近本 明 |
| 教育委員 | 潮見 眞千子 | 教育委員 | 田代 邦夫 |
| 教育委員 | 西村 幸子 | | |

○欠席委員（0名）

○出席説明員（10名）

| | | | |
|--------|-------|----------|-------|
| 教育部長 | 熊手 寛明 | 教育政策課長 | 森 敬 |
| 学校教育課長 | 柴田 昭雄 | 学校給食課長 | 尾花 和美 |
| 生涯学習課長 | 長澤 龍彦 | 文化情報発信課長 | 宮原 博揮 |
| 指導主事 | 中尾 智浩 | 指導主事 | 井口 弘美 |
| 指導主事 | 松田 高行 | 社会教育主事 | 砥綿 麻衣 |

○出席事務局職員（1名）

教育政策課
庶務担当係長 葉山 順子

○議事日程

1. 教育委員会会議録の承認について
平成30年第2回筑紫野市教育委員会会議録（平成30年2月22日開催）
2. 教育長の報告について
3. 議案第7号 筑紫野市教育委員会事務局組織及び職務執行規則等の一部を改正する規則の制定について
4. 議案第8号 筑紫野市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について
5. 議案第9号 筑紫野市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の制定について
6. 議案第10号 筑紫野市教育委員会嘱託職員の任用に関する規程の一部を改正する規程の制定について
7. 議案第11号 筑紫野市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
8. 議案第12号 筑紫野市民図書館資料の弁償に関する規程の一部を改正する規程の制定につ

いて

9. 議案第13号 筑紫野市カラオケボックス等の設置等に関する指導要綱実施要領の一部を改正する要領の制定について
10. 議案第14号 筑紫野市奨学生の選考について
11. 議案第15号 平成30年度筑紫野市教育施策要綱について
12. 各課等の報告について
13. その他

会議録

○教育長：ただいまから平成30年第3回筑紫野市教育委員会定例会を開会いたします。

では、議事日程の順序に従って会議を進めていきます。なお、発言は議長の許可を得た後にお願いをいたします。

日程第1、教育委員会会議録の承認の件

平成30年2月22日開催の平成30年第2回筑紫野市教育委員会会議録について、承認することに御異議はありませんでしょうか。

○（特になし）

○教育長：なしと認めます。よって、本件については承認をされました。

日程第2、教育長の報告の件

・教職員人事について

○西村教育委員：異議申し立てなどはなかったですか。

○教育長：ないです。内示の後、異議申し立てはありませんでした。それでは、日程第3の議案については、行政組織機構の見直しに伴う規則等の改正についての提案があるため、議案の提案を行う前に、平成30年度筑紫野市行政組織機構についての説明を部長のほうからお願いします。

○教育部長：（平成30年度4月1日から施行される組織機構の変更について説明）

日程第3、議案第7号 筑紫野市教育委員会事務局組織及び職務執行規則等の一部を改正する規則の制定

○教育政策課長：（議案説明）

○西村教育委員：毎年組織の見直しを行っていると思いますが、2年続けて名前や名称が変わったりすることがあるのか、仕事のやりやすさや市民へのわかりやすさ、市民との関係のわかりやすさというところで組織改正していると思いますが、繰り返すことによってまた混乱が起きたり、それに伴う費用の増額、印刷物や公印のつくり直しなど、それに伴う事務作業の増加とかあるのではないかと思います。見直しというのは、そんなに細かく毎年毎年要るのでしょうか。

○潮見教育委員：関連してですが、多分同じことが言いたいと思います。組織をわざわざ変えられる、狙いというか目的をお話いただけたらと思います。

○教育部長：私の記憶では2年続けて組織機構の変更をしたということはありません。多分2年ぶりだと考えています。

名称につきましては、いろんな方からいろんな御意見があり、そのときに担当の方が一番よろ

しいと考えた、最善の名称に変わっていると思います。特に今回の教育部につきましては、もともとスポーツと生涯学習は別々でした。ところが、何らかの事情によって生涯学習課が統合するという形になったところを、事務量の平準化を図るためにスポーツと生涯学習を分けたと考えております。

○潮見教育委員：わかりました。

○教育政策課長：先ほど西村委員が言われた、いわゆる市民に対しての親しみやすさというか、わかりやすい課の名称というのが当然必要になると思います。特に文化・スポーツ振興課につきましては、県のほうも文化振興課とスポーツ振興課という名称で組織されています。同じ仕事を行っているので、県とのつながりや、今まで連携がとりにくかった課の業務というのが一つの課にまとまることによってやりやすくなったり、そういう見直しは2年に一度とか3年に一度という定期的ではないのですが、必要に応じて見直しをしていくことになるかと思えます。

○近本教育委員：改正がありますが、働き方改革、そういうものとの関連は考えてから改正しているのですか。

○教育部長：はい、そのとおりです。

○近本教育委員：楽といたらいけないけど、楽になるのですよね。

○教育部長：はい。

○教育長：それでは、質疑を打ち切ります。では、本件を承認することに御異議ありませんか。

○（特になし）

○教育長：御異議なしと認めます。よって、本件については原案どおり承認をされました。

日程第4、議案第8号、筑紫野市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定についての件

○教育政策課長：（議案説明）

○教育長：この件につきまして質疑はありませんか。

○（特になし）

○教育長：それでは、質疑なしと認めます。よって、本件を承認することに御異議ありませんか。

○（特になし）

○教育長：本件については原案どおり承認をされました。

日程第5、議案第9号、筑紫野市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の制定についての件

○教育政策課長：（議案説明）

○田代教育委員：中身とは直接関係ないのですが、これは公印規程を改正するというのではなくて、公印規程を改正する規程という、こんなややこしい言い回しというか手続になるのですか。

○教育政策課長：条例規則、規定や要綱など、そういったものにつきましては、一部改正する場合はこういった改正の仕方です。公印規程の一部改正ではなく、一部を改正する、また規程を定める、という手続上の使い方です。

○田代教育委員：わかりました。

○近本教育委員：公印の保管は各課どのようにしているのですか。

○教育政策課長：例えば、今の24ページの新旧対照表の中にもありますように、新のほうを見ていただきたいのですが、管守者、いわゆる公印を管理する者については、文化・スポーツ振興課長が擁するような形になります。なお、教育委員会の印ですとか教育長の印、これらは全て教育政策課が管理をしています。

ですから、それぞれの課で、それぞれの部署で持っている公印につきましては、ほぼ軽微な文書に押印するものが、これらの印鑑を使用しているということになります。

○教育長：保管は責任もってしてもらっています。

○教育政策課長：はい。

○近本教育委員：誰でも押せるわけではないということですか。

○教育長：そうです。そこは絶対ないと思います。

○教育政策課長：公印につきましては、それぞれの管守者が鍵のかかるもので管理をして、必ずこういった公印を押印する場合には、公印使用簿に記入をして、その管守者の確認をとった上で押印するといった手続になりますので、誰でも押せるといった、そこら辺に置いてあるものではありません。

○近本教育委員：そこら辺に置かないようにしておかないといけません。一遍押しただけで、いろんな問題が起こります。これは鍵をして、管理をきちっとしないといけないと思います。

○教育長：ありがとうございました。本当に責任をもって、そのあたりはやっていきます。この件につきまして他に質疑はありませんか。

○（特になし）

○教育長：それでは、質疑なしと認めます。よって、本件を承認することに御異議ありませんか。

○（特になし）

○教育長：本件については原案どおり承認をされました。

日程第6、議案第10号、筑紫野市教育委員会嘱託職員の任用に関する規程の一部を改正する規程の制定についての件

○教育政策課長：（議案提案）

○教育長：この件につきまして御異議はありませんか。

○（特になし）

○教育長：それでは、質疑を打ち切ります。この件につきまして御異議なしと認めます。よって、本件につきまして議案のとおり承認をされました。

日程第7、議案第11号、筑紫野市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定についての件

○文化情報発信課長：（議案説明）

○教育長：この件につきまして御異議はありませんか。

○（特になし）

○教育長：異議なしということで、本件については議案のとおり承認されました。

日程第8、議案第12号、筑紫野市民図書館資料の弁償に関する規程の一部を改正する規程の制定についての件

○文化情報発信課長：（議案説明）

○田代教育委員：現実に紛失であるとか破損というのは、どのくらいありますか。

○文化情報発信課長：月に数件の報告があります。

○田代教育委員：それは紛失ですか。破損ですか。

○文化情報発信課長：紛失もありますが、ほとんどの場合は何か飲み物をこぼしたり、子どもさんが破られたりという破損です。資料はお持ちですが、返却時に確認をしたところ汚損があったということでの届けを受けています。

○教育長：そういう場合は、現物を返してくれというわけではないのですか。

○文化情報発信課長：弁償の方法ですが、現金ということではありません。同一品を求めるか、こちらから指定した図書の中から代替の品を図書館に提出していただいています。

○西村教育委員：今回、弁償を求める中に、書き込みとかの規定がされています。長編の読み物とかになったら、自分がどこまで読んだのかわからないからと、何か自分なりの印みたいに丸印をつけているとか、必ず決まったところに印をつけている人とかがいるらしいです。長い読み物になったら、どこまで自分が読んでいるかというのがわからないから、次に借りるときに、その続きから借りるために、自分なりの印をつけて見きわめるという話で、やっている人が多くいる

ということらしいです。図書館のパソコンでも自分の今までの貸し出ししてもらったものの履歴とかが見ることができたら、そういうのが減ると思います。読んでいる人はわかるらしいです。ああ、この人いつもここに印をつけているとか。

○文化情報発信課長：図書館のシステムに登録されている方は、自分自身が今まで借りられた履歴は確認できます。

○西村教育委員：確認できるのですか。そういう、今までの借りた一覧が出ますよとまったくわかったらいいと思います。

○文化情報発信課長：丸印の件は、見落としていたケースもあると思います。傷んでいたり、落書きとか、アンダーラインを引かれていたり、明らかに、目を通したときに判るケースについては、司書が確認しています。丸印を付けているということで、次に借りられた方に御迷惑をかけているのは、気づかない点もあったと思います。

○教育長：窓口でもそういったことを少し心がけてもらい、未然に防げるものは防いであげたいと思います。

○田代教育委員：実は、去年の春くらいに、私が本を借りようとしたら、80番待ちぐらいだったのです。ちょうどある賞を受賞した作品だったのですが、4冊用意してあり、なおかつ80番待ちだということで、結果的に買って読みました。そういったときに、例えば読んだ人の本を提供するという仕組みがあったらいいと思っていましたら、このごろネットで見ていましたら、ありました。こういう本をお持ちの方は譲っていただけませんか。初めて気がつきました。図書館の中に掲示されていますか。図書館の中で見たことないですが。

○文化情報発信課長：掲示はしていたと思いますが、大きく出しているわけではないです。どちらかというとホームページ上での呼びかけが、主になっていると思います。

○田代教育委員：ホームページにたまたま行き着いたから分かりましたが、なかなか目に触れないから。よかったら図書館内に掲示されたら、読んでいる方はたくさんいらっしゃると思いますから、もっと効果が上がると感じました。

○文化情報発信課長：検討いたします。

○教育長：前向きにやっていただけると、ありがたいです。この件につきまして御異議はありますか。

○（特になし）

○教育長：では、異議なしということで、本件については議案のとおり認められました。

日程第9、議案第13号、筑紫野市カラオケボックス等の設置等に関する指導要綱実施要領の一部を改正する要領の制定についての件

○生涯学習課長：（議案説明）

○教育長：この件につきまして御異議はありませんか。

○（特になし）

○教育長：では、異議なしということで、本件については議案のとおり認められました。

日程第10、議案第14号、筑紫野市奨学生の選考についての件

○学校教育課長：（議案説明）

○教育長：この件につきまして御異議はありませんか。

○（特になし）

○教育長：では、異議なしということで、本件については議案のとおり認められました。

日程第11、議案第15号、筑紫野市教育施策要綱についての件

○教育部長：（議案説明）

○田代教育委員：昨年あたりの分と比べると、格段に見やすいです。言葉遣いも、体言止めでなく丁寧な表現だと思います。ただ、その中で二、三、気になったところがあります。まず、目標4の中の4番目ですが、環境浄化活動という言葉が、子どもたちの環境としては好ましくない感じに受け取れます。実は昨年もこの言葉になっていました。環境浄化活動は何か別の言葉に言いかえたほうが良いと思います。

○教育部長：私どもも、これを作成するときに、この文言が不適切ではないかと話したのですが、今、説明しました上位計画の第五次総合計画、大綱、振興計画の中でこの文言を使っています。そのため、今回はこのままの形になると思います。

○西村教育委員：では、大きな文言的なものは、第五次総合計画が終わるまではこれを使うということですか。

○教育部長：第五次総合計画もしくは大綱です。

○田代教育委員：もう一ついいですか。同様の意味で、いじめのない学校づくりという言葉が、よく出てきた言葉ですが、何かこの言葉もあまりいい言葉ではないと思います。否定的な表現ではなくて、逆に、魅力のある学校など、前向きな言葉で表現するのが良いと思います。

○潮見教育委員：全体的に、今までと比べてみたら、何となくイメージとして、事業が縮小されたように感じます。どちらがいかよくわかりませんが、具体的に書いたほうが良い気がします。漠然とした言葉が多く感じます。例えば、学びのきっかけづくりという言葉ですが、学びのき

かけづくりって具体的にどのようなものかなとかです。点検評価を意識されたら、これのほうが点検評価を受けやすいとは思いますが。

○教育部長：あんまり要綱に細かく書くと、点検評価が「やりました」「やってません」という文言だけで終わってしまうので、意義を点検評価の中で書いてほしいと考えています。今、潮見委員が言われた小さな項目については、点検評価で出てくる内容だと考えております。

○潮見教育委員：点検評価に出てくるならいいと思います。簡素化されていくのかと心配したのですが、そうではないのならいいです。

○教育部長：点検評価でその表現は出すということで、今、話は進めています。

○潮見教育委員：わかりました。それともう一点。私、前も質問したかもしれませんが、3ページの、市民の人権・同和問題のところの科学的認識というのが、どうしても理解できないのです。科学的認識というのが具体的にどういうことなのかということ、近本先生、よかったら教えてください。

○近本教育委員：人権・同和問題に対する科学的認識です。部落差別に対する科学的認識と置きかえると、部落差別に対する科学的認識の中身は、差別の現実に対する正しい認識が一つあります。それから、部落問題に対する法令規則があります。それに対する正しい認識。それから、児童生徒、市民の意識——市民がどう思っているのか、部落の人も含めて市民の意識がどうなのか。それから、部落解放運動の歴史に対する正しい認識。

○潮見教育委員：差別の現実、法令規則、意識に対する、歴史に対する、正しい認識。

○近本教育委員：それから、歴史と今度は運動。部落解放運動に対する正しい認識。そういうのを含めて科学的認識という。

それと、今度は女性の人権に対する正しい認識というのはそれに当てはめられる。女性差別の現実があるでしょう。それに対する正しい認識。あとは女性解放のためのいろんな法令規則ができてきているから、そういう法令規則に対する正しい認識。それから、市民の意識もまた同じように、女性問題についてどういう認識をしているか。それから、女性解放の歴史とか。そういうものに対して正しく認識しているかどうか。これが正しい認識。案外これは、学校あたりでも書いているのですが、わかってないのです。

○西村教育委員：今ちょっと調べました。科学的認識という言葉自体の意味の当たり方もよくわからないと思い、何を科学的にすることだろうと。それで今調べましたら、科学的認識とは、一足飛びに表象の背後に存在する世界や体系、例えば神とか真理を直感的に規定することによって対象を捉えるのではなく、1枚1枚、薄皮をはぐようにして対象の内的世界へ迫っていくことを基本姿勢としている。そういうことみたいです。

○近本教育委員：知識と認識を分けて考えないといけません。知識はただ知るだけです。例えば、

差別部落と書かれていたら、「そういうのがありました」というのが知識。

○西村教育委員：科学的な方法としては、地道な研究を通じて一つ一つの段階を克服することによってというように使うこと。

○近本教育委員：認識となると、知識から高まる。落書きがあつたでしょう。実際あつたという知識。今度はそれを知識として見て、我が物にして、今度は知識をもとにして、これをなくすにはどうしたらいいかという心のほうが出てきます。そして、実践に結びつけていく。それが認識というように僕は理解しています。

だから、よく文言で認識、認識と使っていますが、それは自分の意志で、それをどう実現していくか、そこまでを含めたのが認識と。だから、認識するという言葉が出れば、非常に重みがあります。ただ知っただけでないという。そういうように僕は解釈しています。

○潮見教育委員：ありがとうございます。済みません、お時間いただきまして。

○教育政策課長：涵養の精神ですね。

○教育長：今、それぞれ教育委員のほうから気づいたこと、御指摘等もありましたので、もう一回、そのあたり整理して下さい。

○教育部長：今、田代委員から御意見を出された「いじめのない学校づくりを推進します」という、この「いじめのない学校づくり」という表現ですが、うちのほうで考えてよろしいですか。どうしても出なかった場合はこれをお願いしますが、肯定的なもので、表現ができればということで、考えてみます。

○田代教育委員：よく企業とかで標語をつくったり、いろいろスローガンをつくったりするときに、肯定的、断定的、積極的、この三つが基本的だといいます。「〇〇のない状態」といった表現は極力避けましょうという言い方があります。

○西村教育委員：子どもたちが前向きになれるような、教育に関することはすべて子どもたちが前向きに見られるような文言がいいです。

○田代教育委員：いじめのない学校ではなくて、例えば、思いやりのある学校とか、そういう言い方がいいです。

○近本教育委員：少し努力すれば実現可能なのを書いておかないといけません。

○潮見教育委員：先日の総合教育会議でスローガンが決まりました。そのスローガンが入るといいと思いました。せっかく決まったので、今から周知していけたらいいと思いました。

○西村教育委員：トップページのほう、基本理念の横に入るといいかと思います。

○潮見教育委員：大事なことなので。

○教育長：大事な指摘をありがとうございます。この件につきまして他に御異議はありませんか。

○（特になし）

○教育長：では、異議なしということで、本件については議案のとおり認められました。

以上で本日の議事は終了いたします。

続きまして、各課等からの報告をお願いします。

○教育部長の報告

- ・ 3月議会について

○学校教育課長の報告

- ・ 小学校、中学校入学式について
- ・ 就学前の子どもに関する窓口について

○学校給食課長の報告

- ・ 4月分の献立表について
- ・ 残菜削減に関するアンケート

○生涯学習課長の報告

- ・ 第18回のドラゴンロックフェスタについて

○文化情報発信課長の報告

- ・ 歴史博物館の平成28年度の年報について
- ・ こどもの読書週間の図書館イベントについて
- ・ 春の企画展について

○近本教育委員：感謝の気持ちを。給食開始が筑紫野市は割合早いです。今、食べられない子どもたちの、子ども食堂とかどんどん出てきているが、昭和50年、二日市北小学校が開校したとき、当時の全市の子どもたちで、食べられない子どもたちがいました。小学校は、それまでの保育所とは違うから食べられない。そこに目をつけて、早く子どもたちに給食を提供しようという市職員の発想もありました。市職員のそういう援助が非常によかったわけです。それが今まで続いているのです。

だから、この給食開始を当たり前と思っははいけません。そういう市職員の努力があったわけです。よそはしていないのです。ありがたかった。これが定着して、今、当たり前になっています。そういう経過があるわけです。市職員のそういう努力があるわけです。知らせといてください。誇りです。

○教育長：ありがたいお言葉です。ありがとうございます。

○西村教育委員：3月議会でも、中学校の制服の問題が出てきたと思いますが、今、ニュースでもよくあります。女子生徒のパンツスタイルの導入とかが、ニュースで出てくるようになれば、

市民もそれに興味が出てきたり、そういうことが時代の流れとして出てくるかと思っています。

市のほうでも、中学校の保護者と先生たちとの話し合いに任せておりますという答えだけではなく、そこに人権とか、いろんな環境保護のために、自分たちも取り組んでいきますという姿勢を持っていたほうがいいと思います。

○田代教育委員：議会の答弁の中で、AEDに関する教育ということが出てきています。各学校に4人以上となっていますが、4人というのはあまりにも少くないですか。やっぱり救急的な手当ができる先生がもっといたほうがいいと思います。4人だと、たまたま居合わせないというは大いにあり得る話ですから、もう少し、できたら全員できるぐらいの状態であってもいいと思います。

○学校教育課長：学校のほうに消防署のほうから来ていただいてAEDの研修を教師に受けてもらっていますので、実際は4人以上います。ほとんどの先生たちは自分たちで消防署に行かれるか、消防署に来ていただくかで研修を受けられています。ただ、ここに4人と書いているのは、健康推進課がつくっています指針があり、一つの建物の中で4人以上そういった方たちを用意しなさいとなっています。ここではその指針に従って4人と書いてます。実際のところは半数以上の方たちは実際に使われて、研修も受けられています。

○中尾指導主事：学校は全職員、4月、5月、運動会やプール学習が始まる前に、心肺蘇生法とAEDの講習は全員受けます。

○田代教育委員：安心しました。

○潮見教育委員：残菜削減に関するアンケート、ありがとうございました。この結果ですが、結果を踏まえて、保護者の方とか、ほかの学校とかに周知されていますか。

○学校給食課長：学校にはもう給食主任等を通じてお渡ししていますので、また学校のほうでも検討していただいて、新たに取り組んでいただきたいと思います。

○教育長：これは学校できちっと広げてもらわないといけません。お願いしましょう。

○潮見教育委員：せっかくここまでアンケートをとっているのです。今からこれを踏まえて取り組んでいただきたいと思います。

○教育長：食育は大事な分野です。

○潮見教育委員：保護者の方にもぜひ知っていただけたらと思います。

○西村教育委員：給食だよりというのは、給食場から出るのでしょうか。

○学校給食課長：給食カレンダーのほうは、学校のほうに、一クラスずつお渡ししております。

○西村教育委員：給食だよりというのが、また別にありますか。

○学校給食課長：はい。それは月に1回栄養士のほうが出していきまして、それは御家庭のほうに配布しています。

○西村教育委員：その筆耕はどちらのほうがされていますか。

○学校給食課長：栄養士がやっています。

○西村教育委員：市のですか。

○学校給食課長：はい。県職員ですが、給食センターの栄養士です。

○西村教育委員：では、その部分に入れていただければ、一番連絡が行き渡るかと思います。

○学校給食課長：はい。そのようにさせていただきます。

○近本教育委員：5分休みとか10分休みは外で遊ぶ暇はないけど、昼休みに子どもたちがいっぱい外に出て遊んでいる学校は残菜も少なく、落ち着いている。学力も大体結びついている。では、残菜があるところは、どういうところを工夫すればいいかという、ある学校が、残菜が多かったのが気になっていたが、残菜がゼロになりました。理由を校長に聞いたら、給食の時間を5分延ばしたとのことでした。この学校は、そういうところに目が行っていたのだと思いました。こういうのも参考にしていきたいと思います。

○教育長：それでは、報告については終わりたいと思います。

○近本教育委員：この前の総合会議のスローガンを決めしました。市長も入って決定したのは重みがあります。これで終わりではないです。広めないといけないので、広めるためには、教育委員会は合議制ですから、教育委員会でも話し合っ、こういう方法でやって、市長も一緒、教育委員会も一緒に実際行動に移していきますということを、それぞれの機関団体の長、議長、行政区の区長、会長、そういうところに個別に当たっていくことも取り入れていきたいと思っています。教育委員会でやるということを確認してもらいたいと思います。第1回の校長会には、新任校長も来られるので、まず教育長に周知してもらいたい。それから後は、個別に当たっていくということを確認してください。

○教育長：わかりました。今、近本委員のほうから言われましたとおりです。より形が見えて、効果のあるような、啓発も含めて取り組みを進めていきたいと思いますので、確認してよろしいでしょうか。

○（特になし）

○教育長：わかりました。

○潮見教育委員：今のスローガンのことですが、私、卒業式に伺ったときに、その中で出てくるかと思いました。祝辞の中とかパンフレットに書いてあるとか。どこもなかったです。そういうところも、少しずつ広げていけたらいいのではないかと考えています。

○教育長：わかりました。そこは改善を進めていきます。

○潮見教育委員：入学式のときに横断幕をかけるとか、できるところから実行していきましょう。

○教育長：これもちまして、平成30年第3回筑紫野市教育委員会定例会を閉会いたします。